

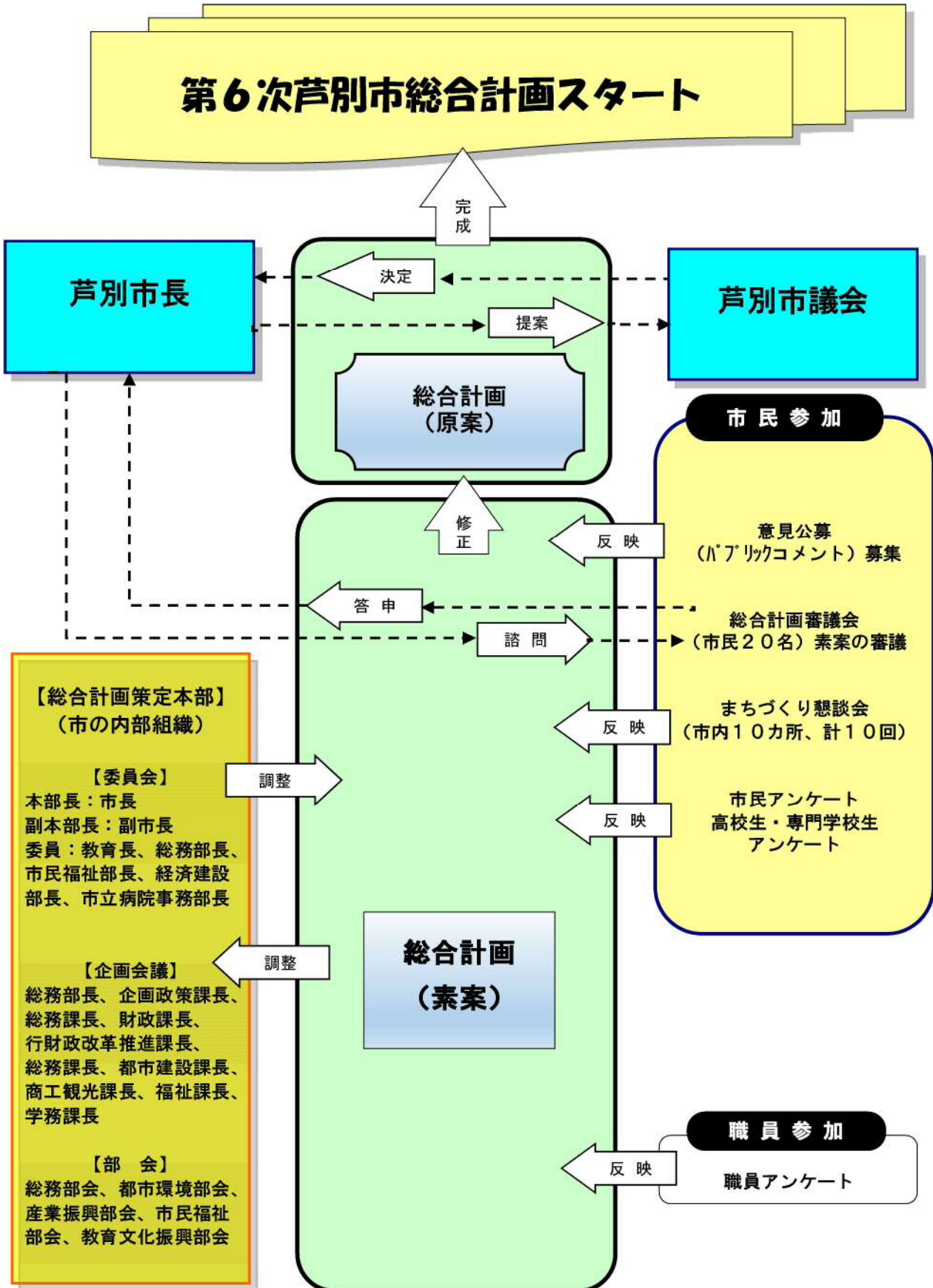


資料編

1 総合計画の変遷

名称	計画期間 (目標人口)	基本施策
将来都市像		
芦別市総合計画		
強力な鉱工業と 高生産性農業をあわせ持つ 緑豊かな複合文化都市	昭和45年度から 昭和54年度まで (54,926人)	1 基盤整備計画 2 社会開発計画 3 産業振興計画 4 行財政の近代化
第2次芦別市総合計画		
豊かな人間環境を創造する 文化都市	昭和55年度から 昭和64年度まで (40,000人)	1 自然と豊かな生活環境が調和したまちづくり 2 隣人愛と思いやりで安心して住めるまちづくり 3 心豊かで想像力に富む人が育ち、香り高い市民文化を 築くまちづくり 4 活力がみなぎり発展するまちづくり 5 暮らしやすい快適なまちづくり
第3次芦別市総合計画		
豊かな自然に恵まれた愛と活 力のあふれる文化都市 －星の降る里芦別の創造－	平成2年度から 平成11年度まで (30,000人)	1 星の降る里にふさわしい快適な都市基盤を整備する 2 生活の質の向上をめざし居住環境を整備する 3 地域の産業を振興し生産性の高い活力のある産業社会 をつくる 4 健康で愛とふれあいのある地域社会をつくる 5 地域に根ざした生涯教育を行い独自の文化を育てる
新・第3次芦別市総合計画		
豊かな自然に恵まれた愛と活 力のあふれる文化都市 －星の降る里芦別の創造－	平成7年度から 平成11年度まで (24,000人)	同 上
第4次芦別市総合計画		
四季の彩り ふれあいの舞台 (まち) ～あたたかく いきいきと 星 の降る里・芦別～	平成12年度から 平成21年度まで (18,000人)	1 星の降る里にふさわしい快適環境づくり[エコタウン] 2 創意と活力に満ちた産業都市づくり[パワフルタウン] 3 笑顔あふれるしあわせづくり[ヒューマンタウン] 4 心豊かに生きる学習社会づくり[カルチャータウン] 5 手を結び明日を拓くふるさとづくり[チャレンジタウン]
第5次芦別市総合計画		
人が輝き 豊かな自然と共生 する 安全・安心なまち あ しべつ	平成22年度から 平成31年度まで (15,000人)	1 市民とともに歩み、だれもが住み続けたいと思えるまち 2 環境にやさしく 快適で安心して暮らせるまち 3 いきいきとした産業がきらめくまち 4 健康にみちあふれ、生活を支えあうぬくもりのまち 5 健やかで心豊かに学べるまち
第6次芦別市総合計画		
みんなで築く 豊かで住みよ い 人と文化の輝くまち	令和2年度から 令和11年度まで 社人研の推計人口 (9,328人)	1 市民とともに歩む協働のまち 2 豊かな自然と共生する安全・安心なまち 3 地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち 4 ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち 5 地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち

2 計画策定の流れ



3 策定経過

平成30年	6月26日	策定方針を庁議決定
	9月18日	総務常任委員会で策定方針説明
	10月 1日	策定本部設置
	25日	策定本部委員会（第1回）
	11月14日	市民、高校生・専門学校生、職員アンケートの実施
	16日	策定本部企画会議（第1回）
	26日	策定説明会開催
平成31年	1月15日	都市環境部会（第1回）、総務部会（第1回）
	17日	市民福祉部会（第1回）
	23日	産業振興部会（第1回）
	2月 6日	教育文化振興部会（第1回）
	15日	教育文化振興部会（第2回）
	3月 4日	策定本部委員会（第2回）
	13日	総務常任委員会でアンケート結果等について説明
	14日	策定本部企画会議（第2回）
	4月 8日	総合計画策定に係る「星の降る里応援大使土山希美枝氏」との意見交換
	9日	策定本部企画会議（第3回）
	10日	都市環境部会（第2回）、総務部会（第2回）、市民福祉部会（第2回）
	11日	教育文化振興部会（第3回）
	18日	策定本部企画会議（第4回）
	19日	策定本部委員会（第3回）
	23日	策定本部委員会（第4回）
		まちづくり懇談会の開催（野花南生活改善センター：市民21名出席）
	24日	策定本部企画会議（第5回）
		まちづくり懇談会の開催（であえーる緑幸団地集会所：市民20名出席）
	25日	まちづくり懇談会の開催（頼城多目的研修センター：市民13名出席）
		まちづくり懇談会の開催（啓南多目的研修センター：市民21名出席）
令和元年	5月 9日	策定本部企画会議（第6回）
		まちづくり懇談会の開催（上芦別多目的研修センター：市民7名出席）
	10日	策定本部委員会（第5回）
		まちづくり懇談会の開催（常磐多目的研修センター：市民5名出席）
	13日	総合計画策定に係る土山希美枝氏との意見交換
		まちづくり懇談会の開催（北日本多目的センター：市民14名出席）
		まちづくり懇談会の開催（総合福祉センター：市民26名出席）
	14日	まちづくり懇談会の開催（本町地区生活館：市民13名出席）
	17日	策定本部企画会議（第7回）
	21日	策定本部委員会（第6回）
	27日	策定本部委員会（第7回①）

28日	策定本部委員会（第7回②）
29日	策定本部委員会（第7回③）
30日	総務常任委員会で総合計画（第1次素案）を説明
6月 4日	まちづくり懇談会の開催（新城多目的研修センター：市民14名出席）
6日	総合計画審議会委員辞令交付／総合計画審議会（第1回）【諮問】 （総合計画策定に向けた土山希美枝氏による講演）
20日	策定本部企画会議（第8回）
7月 9日	総合計画審議会（第2回）
24日	策定本部企画会議（第9回）
29日	策定本部委員会（第8回）
8月 8日	総合計画審議会（第3回）
8月22日	策定本部企画会議（第10回）
30日	策定本部委員会（第9回）
9月 3日	総合計画審議会（第4回）
6日	策定本部企画会議（第11回）
10日	総合計画策定に係る土山希美枝氏との意見交換
19日	総務常任委員会へ経過報告
20日	策定本部企画会議（第12回）
24日	総合計画審議会からの答申（P134～）
25日	策定本部委員会（第10回）
27日	意見公募（パブリックコメント）の実施 （10月18日まで～2人より2件の意見あり）
10月 1日	総合計画（素案）を「広報あしべつ」で周知
10日	策定本部委員会（第11回）
23日	策定本部委員会（第12回）
25日	総務常任委員会における審議（基本構想）
11月22日	総務常任委員会における審議（自治体運営、生活・環境）
27日	総務常任委員会における審議（産業・経済、保健・医療・福祉・介護）
12月10日	総務常任委員会における審議（教育・文化）
17日	策定本部委員会（第13回）
18日	総務常任委員会における全体審議
24日	総合計画（原案）を庁議決定

4 諮問・答申（総合計画審議会）

令和元年6月6日

芦別市総合計画審議会
会長 嶋 大 輔 様

芦別市長 荻 原 貢

第6次芦別市総合計画について（諮問）

第6次芦別市総合計画（第1次素案）を別冊のとおり取りまとめたので、貴審議会の意見を求めます。

令和元年9月24日

芦別市長 荻 原 貢 様

芦別市総合計画審議会
会長 嶋 大 輔

第6次芦別市総合計画（第1次素案）について（答申）

令和元年6月6日に諮問されました「第6次芦別市総合計画（第1次素案）」について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、次のとおり一部意見を付して答申します。

記

本審議会は、令和元年6月6日の第1回芦別市総合計画審議会において、本市の新たなまちづくり計画となる「第6次芦別市総合計画（第1次素案）」について諮問を受け、慎重な審議を行ってきました。

- 1 「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり
- 2 将来を見据えた自治体経営による持続可能なまちづくり
- 3 だれもが心豊かで安全・安心に暮らせるまちづくり
- 4 広域連携と多様な交流によるつながり合うまちづくり
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）への対応を明確にしたまちづくり

以上、5つのまちづくりの基本方向により、目指すまちの将来像を

「みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち」と定め、

5つの基本目標に基づき、さまざまな施策を展開しようとする本計画は、概ね妥当なものとして判断しました。

なお、本計画原案の作成と計画の推進にあたっては、本審議会における意見・要望を十分に尊重し、各施策を具体化されるよう期待します。

I 総括的な事項

- 1 計画の実施にあたっては、本計画に記載されている内容を原則とし、具体的な事業を定める実施計画の策定作業では、市民参加の機会を提供されることが望まれます。
- 2 文章の中で使用されている横文字（英語、アルファベット、カタカナなど）や専門用語など難解な用語については、当該ページの余白に解説（注釈）を加える必要があります。

II 基本構想

- 1 まちづくりの基本方向について
持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れたまちづくりにおいて、本市が持続可能な開発目標（SDGs）の考え方をどのように取り入れ、どのように取組むのかについて、説明を記述することが望まれます。
- 2 人口指標について
第5次総合計画において、推計人口から設定した目標人口15,000人に対し、現状の人口における検証結果について明らかにする必要があります。
また、第6次総合計画において、推計人口を下回らないために取組む具体策を示す必要があります。

III 基本計画（分野別計画）

1 自治体運営について

(1) 参加と協働

- ① 情報共有・市民参加と協働について、元気な高齢の方々による活動や地域ぐるみで支え合う体制づくりが、今後ますます重要になると考えられますので、具体的な施策を基本計画や実施計画に記載することが望まれます。
- ② 情報共有・市民参加と協働（推進すべき施策）について、「まちづくり意見はがき」に関する取組みが市民に定着してきていると考えられますので、継続する観点から施策に記載する必要があります。
- ③ 情報共有・市民参加と協働（推進すべき施策）について、第5次総合計画に記載されていた「青少年と子どものまちづくりへの参加を進めます」と、「まちの将来にかかわる重要な課題について、住民投票制度の活用などにより市民の意思を把握します」を、第6次総合計画に記載する必要があります。

- ④ 情報共有の「協働」について、協働とは自覚と責任を持って一緒に行うことですので、市民と協働できる内容を記述することが望まれます。
- ⑤ 審議会などの市民公募委員について、女性の比率が高まるような公募方法として、男女の人数を定める募集方法などの検討を期待します。

(2) 行財政運営

- ① 行政運営の行財政改革について、既に取り組んでいる内容のほか、今後、予定している老朽化した公共施設の休止・廃止、又は解体できる施設の除去などを進めるべきと考えます。改革には痛みを伴いますが削れる部分は徹底的に削る一方で、出すところは出すといったメリハリを付けてスピード感を持って実行されることを期待します。
- ② 市組織内の業務の効率化について、業務改善の手法の一つとしてRPAなどを取り入れた改革を進めることを期待します。
また、市役所の若手職員による横断的プロジェクトにより、若い世代の意見を反映させるなど、職員提案を積極的に取り入れた内容を記述することが望まれます。
- ③ 基本構想の広域連携において、医療・産業・教育・自然環境などに関して中空知圏域市町と連携を進めると記述していますので、基本計画の方向性や施策にも医療・福祉、交通など、想定される具体的な内容を記載する必要があります。
- ④ 露頭炭採掘事業について、現在の北海道電力㈱の火力発電所に関する方針を踏まえ、総合計画に記載することについての検討が必要です。

(3) 移住・定住

- ① 地域おこし協力隊について、地域をつなげ活性化させる貴重な存在として、より一層力を入れて取り組む必要があると思われしますので、「現状と課題」に定着状況、「重点目標達成に向けた方向性」には受入れ体制の改善、「推進すべき施策」では新たな受入れ体制の構築といった構成により記述することが望まれます。
- ② 空き家、空き地について、行政が住み替えなどのマッチングをサポートすることで、移住・定住に繋がるものと考えられますので、方向性や施策に記載する必要があります。
- ③ 関係人口について、企業版ふるさと納税制度などにより、外からまちを応援してくれる方を増やす施策を盛り込むことを期待します。

2 生活・環境について

(1) 都市基盤

- ① 都市計画（重点目標達成に向けた方向性）の「立地適正化計画」について、概要（実施者、計画期間等）を記述することが望まれます。
また、都市計画（推進すべき施策）の都市計画マスタープランにおいて、北海道が定める「整備、開発及び保全の方針」の概要（道での策定部署、通達年次、目的、計画期間等）と見直しについて、記述することが望まれます。

② 道路（現状と課題）の一般国道452号と道道芦別美瑛線について、基礎情報（延長・起終点、未開通・未整備区間、事業経緯、土工的な路線の特徴）と整備に向けた、これまでの要望経緯等を記述することが望まれます。

また、一般国道452号の必要性について、工事の進捗状況や開通の見通しの情報を随時公開し、この道路が必要であることを施策に記述することが望まれます。

③ 公共交通のJR根室線とバス路線について、道路と同様に市民の生活を支える重要なインフラですが、国道や道道に対する「要望」とは異なり、JR北海道やバス会社と地元が相応の負担が必要であると考えますので、これまでの取組みについて概要を記載するほか、推進すべき施策に市民を巻き込んだ内容を記述することが望まれます。

④ 公共交通の高齢ドライバーの交通事故や運転免許返納について、近年、大きな社会問題になっているところです。高齢者が運転免許証を返納できない理由として、交通手段が乏しいことが考えられますので、緊急性の高い課題として高齢者が暮らしやすいまちづくりについて、具体的な取組を議論することを期待します。

(2) 生活環境

① 自然環境について、生態系の攪乱を引き起こす要因ともされるアライグマに関して、SDGsの目標15（陸上資源）の「陸上生態系の保護」の観点から、推進すべき施策に記述することが望まれます。

② 環境衛生（現状と課題）において、一人1日あたりのごみの排出量が減少していないことを記載する必要があります。

③ 公園・緑化（重点目標達成に向けた方向性）について、「加賀谷ウォーキング・パス」に関する路線の概要（延長、整備計画期間等）を記載する必要があります。

④ 公園遊具について、とても古く老朽化しているように感じています。すべての公園遊具を更新することは財政的に難しいことは理解しますが、何処か一箇所だけでも良いので、集中的に整備されることを期待します。

(3) 安全・安心な生活

① 防災・減災について、「芦別市地域防災計画」には避難計画等がありますが、避難所開設に係るマニュアルはないと思われますので、作成について検討する必要があります。

3 産業・経済について

(1) 農林業

① 農業（重点目標達成に向けた方向性）について、学校教育との連携はとても大切なことであり、それに関して記述されていますので、推進すべき施策においても記載する必要があります。

② 酪農について、第5次総合計画で触れていた酪農ヘルパーの記述が除かれていますが、本市には酪農も多く点在しているため、それらに関して記載する必要があります。

③ 林業について、「森林資源の有効活用」から一歩進み、施策に「木材産業システムの構築」の視点を組み入れた施策を記述することが望まれます。

(2) 雇用・労働環境

① 雇用・労働環境の目標達成の名称については、「雇用・労働環境の改善」と記載する必要があります。

本市の通年雇用状況は、若い人が限定であり年寄りには難しいところです。そのため、経営者のCSR意識と労働環境の改善に取り組むことが重要でありますので、これからは経営者も労働者の環境（資格の取得・給与等）を変えていくことを期待します。

(3) 観光

① 観光（推進すべき施策）について、「観光専用ホームページやSNS、各種メディアを活用し、観光情報を積極的に発信します。」で、市にはSNSの発信に際する規定があり、返事をしないこととなっていることから、それらを公開し双方向での活用ができることを期待します。

4 保健・医療・福祉・介護について

(1) 保健・医療

① 保健について、小中学校ではがん教育の授業を行っていますので、生活習慣病について教育を行うことで検診、食育、医療にも繋がることから、それらに関し記述することが望まれます。

② 医療について、公的医療機関である市立病院をまちの規模に見合った経営形態に見直していく必要があると思われれます。今後も市外から合宿誘致を継続していくことを考えれば、整形外科は必須ですので医師の確保に向けた取り組みを記述することが望まれます。

③ 医療について、小児科がないことに不便を感じています。子育て世代を増やしていくためには、小児科がないことに対する支援策や対策が必要であると考えますので、それらの内容を記述することが望まれます。

④ 医療について、「診療体制の縮小も含めた取り組みが必要」とありますが、既に入院病棟は縮小され使用されていない状況もありますので、活用されていない設備の有効活用などの内容を記述することが望まれます。

(2) 福祉・介護

① 高齢者福祉（推進すべき施策）について、緊急通報システムに関する記述がありますが、現状の制度では不便を感じているため、システムの運用に関して再検討する内容を記載する必要があります。

② 高齢者福祉について、本市は市民2人に1人が高齢者となる時代となっており、高齢者自身が主体的に地域社会に参加できる仕組みづくりが必要となります。役割を失っていく高齢者を受け入れる寛容さを持つ地域づくりのため、幼少期からの教育や環境から働きかけていくことが大事ではないかと考えますので、それらの内容を記述することが望まれます。

③ 介護について、在宅生活を支援するサービスとして訪問介護がありますが、近年、介護保険制度ではその支援内容のうち生活支援を保険外にする動きがあります。本市では、その対策として地域支援コーディネーターや思いやりサポーター制度を立ち上げていますが、まだ十分に機能していない状況となっていますので、国の動きに対応した施策を推進すべき施策に記載する必要があります。

④ 介護について、高齢者の介護予防事業や一般の健康増進に関する事業などの一体的な取組みは、市民の健康寿命を延ばしていこうとする項目に記述する必要があります。

また、認知症患者が増加することが推測されることから、高齢者福祉か介護の項目に認知症予防などに関する取組みを記述する必要があります。

5 教育・文化について

(1) 社会教育

① 図書館と百年記念館について、現状と課題及び重点目標達成に向けた方向性に一部内容が記載されていますが、推進すべき施策にはそれらの記載がないところです。これらの施設は、生涯学習の「場」「拠点」であることから、文章構成を検討し具体的な施策などを記載する必要があります。

② 国指定の登録有形文化財である「旧三井芦別鉄道炭山川橋梁」と「星槎大学校舎」について、5月20日に文化庁から日本遺産に認定された「炭鉄港」の構成文化財になったことから、これらの施設を記載する必要があります。

(2) 学校教育

① 高等学校の入学生の確保に向けて、「生徒の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、住民と学校の双方の交流を支援する」を施策に記載する必要があります。

② 専門学校・大学の入学生の確保に向けて、「学生の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、住民と学校の双方の交流を支援する」を施策に記載する必要があります。

③ 地域に根ざした教育の取組みについて、記述することが望まれます。

④ 小中学校教育の重点目標達成に向けた方向性について、「地域とともに、豊かな心と郷土に誇りと愛着を持つ子ども達を育む体制」とありますが、故郷に愛着が持てる教育をすることは重要であるため、推進すべき施策にも記載する必要があります。

総合計画審議会開催内容

回	日 時	場 所	審 議 内 容	出席者数
第1回	令和元年 6月6日(木) 18:00～	総合福祉センター ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・正・副会長の互選 ・総合計画(素案)諮問 ・第6次総合計画の概要について ・基本計画審議(自治体運営) 	16名
第2回	令和元年 7月9日(火) 18:00～	芦別市役所議会棟 第2・3委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画班別審議 <li style="padding-left: 20px;">A班 生活・環境 <li style="padding-left: 20px;">B班 産業・経済 	18名
第3回	令和元年 8月8日(木) 18:00～	総合福祉センター ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画班別審議 <li style="padding-left: 20px;">A班 保健・医療・福祉・介護 <li style="padding-left: 20px;">B班 教育・文化 	15名
第4回	令和元年 9月3日(火) 18:00～	総合福祉センター ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想審議 ・基本計画審議 ・全体確認 	15名
第5回	令和元年 9月13日(金) (書面会議)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について 	20名

芦別市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	委員氏名		団体名等
1	有村 宏紀	ありむら ひろき	芦別市校長会
2	稲津 寿一	いなつ じゅいち	芦別商工会議所
3	○ 榎本 新	えのもと あらた	市民公募
4	大高 陽介	おおたか ようすけ	市民公募
5	河村 香織	かわむら かおり	市民公募
6	◎ 嶋 大輔	しま だいすけ	芦別市体育協会
7	須藤 栄松	すどう えいまつ	芦別市文化連盟
8	高橋 政志	たかはし まさし	芦別観光協会
9	滝 孝造	たき こうぞう	芦別市農業振興協議会
10	竹原 司	たけはら つかさ	芦別市社会福祉協議会
11	道島 悠太	どうじま ゆうた	市民公募
12	中島 隆義	なかじま たかよし	芦別市町内会連合会
13	仲鉢 涼介	なかばち りょうすけ	芦別地区連合会
14	永野 清蔵	ながの せいぞう	芦別木材協会
15	西 英昭	にし ひであき	芦別市男女共同参画推進協議会
16	野崎 浩章	のざき ひろゆき	芦別青年会議所
17	橋本 英明	はしもと ひであき	芦別市医師会
18	三浦 和郎	みうら かずお	市民公募
19	宮田 湧稀	みやた ゆうき	市民公募
20	山本 秀樹	やまもと ひでき	市民公募

◎会長 ○副会長

5 関係条例等

●芦別市まちづくり基本条例(平成20年6月20日条例第26号)

わたしたちのまち芦別は、明治の代に開拓のくわが入れられて以来、先人の汗した苦勞により農業、林業と石炭鉱業を中心として栄えました。

その後、国のエネルギー政策の転換の影響を受け、炭鉱が閉山したことにより、人口が減少し、さらには少子高齢と経済、雇用の低迷が続く時代背景の影響も受け、まちは過疎化という厳しい状況の中にありますが、そのような中であっても、一人ひとりが力をあわせ、市民憲章を手本として郷土の自然を愛し、社会のきまりを守り、文化の輝く住みよいまちづくりに努めてきました。

わたしたちは、先人たちが築き上げた、この自然豊かな住みよいまちをさらによりよいまちにして、次代を背負って立つ子どもたちをしっかり引き継いでいくために、お互いに連携するとともに、それぞれの役割を明らかにし、情報共有、市民参加と協働という2つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

まちを守り、育てるのはわたしたちです。わたしたちがまちづくりの主役となって、安全で安心して暮らすことができ、誰もが住み続けたいと思えるまち芦別を、みんなの手で築いていくために、この条例を定めます。

第1章 総則

(まちづくりのルール)

第1条 まちづくりは、情報共有、市民参加と協働を基本として進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で「まちづくり」とは、市民が快適に安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、わたしたちが行う活動をいいます。

2 この条例で「情報共有」とは、まちづくりに必要な情報をわたしたちがそれぞれに提供しあい、お互いに意見を交換するなど、同じ情報を持ちあわせることをいいます。

3 この条例で「市民」とは、市内に住んでいる者、市内で働く者、学ぶ者と市内で活動する法人か団体をいいます。

4 この条例で「協働」とは、わたしたちがお互いの役割と責任を理解し、ともに考え、ともに行動し、まちづくりという共通の目標に向けお互いに協力することをいいます。

(この条例の位置づけ)

第3条 わたしたちは、まちづくりの最高規範としてこの条例の趣旨を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりにおける役割と責任

(市民)

第4条 市民は、まちづくりについて、知る権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりについて自らの発言と行動に責任を持って、自主的に参加することができるほか、意見を述べることができます。

4 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を持ち、この行政サービスを受けることにより生じる費用を負担します。

(議会)

第5条 議会は、市民の代表機関であり、本市の意思決定機関として十分にその役割を果たすとともに、行政運営をチェックする役割も果たします。

2 議会は、まちづくりを進めるにあたっては、広く市民の声を聴き、この声をまちづくりに反映させるよう、総合的な視点を持って活動します。

3 議会は、市民に開かれた議会運営を目指すために、議会の活動について情報を提供し、その内容をわかりやすく説明します。

(市)

第6条 市の代表者である市長は、代表者としての自覚を持って、この条例を遵守し、市民とともに歩むまちづくりを進めます。

- 2 市長は、まちづくりを進めるにあたっては、市民の意思をまちづくりに反映させるため、市民の声を幅広く聴きます。
- 3 市長は、公正で公平な行政運営を行うため、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力を向上させます。
- 4 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚して、誠実に仕事をします。

第3章 情報共有

(情報共有の推進)

第7条 市は、まちづくりについて情報共有を進めるための制度を充実します。

- 2 市は、市民の知る権利を保障するため、芦別市情報公開条例（平成11年条例第3号）で定めるところにより、市が持っている情報を適正に公開します。
- 3 市は、まちづくりに必要な情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより市民に提供します。
- 4 市は、まちづくりの計画、実施と評価における内容を市民にわかりやすく説明します。

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利と利益を保護するため、芦別市個人情報保護条例（平成11年条例第5号）で定めるところにより、市が持っている個人情報を適正に取り扱うものとします。

第4章 市民参加と協働

(市民参加と協働の推進)

第9条 わたしたちは、市民参加と協働によりまちづくりを進めます。

- 2 市は、まちづくりの計画、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取り組みます。

(青少年と子どものまちづくりへの参加)

第10条 青少年と子どもは、それぞれの年齢に適したかたちでまちづくりに参加することができます。

(コミュニティの充実)

第11条 コミュニティとは、市民がお互いに助けあい、市民一人ひとりが自ら快適に安全で安心して心豊かな生活をおくることができることを目的として、自らの意思に基づき市民が中心となつてつくられる町内会、ボランティア団体などの集団と組織をいいます。

- 2 わたしたちは、まちづくりの担い手となるコミュニティの役割を理解し、そのコミュニティを守り、育てます。
- 3 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動が円滑に行われるための環境を整備します。

(委員の公募)

第12条 市は、まちづくりを進めるうえで組織される委員会、審議会などについて、委員を公募することにより、市民が参加できるようにします。

(意見の公募)

第13条 市は、まちづくりを進めるにあたって、市民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民から広く意見を求めます。

- 2 市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙、公式ホームページなどにより適切に実施し、市民から示された意見に対する市の考え方を公表します。

(住民投票)

第14条 市内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）は、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題（以下「重要課題」といいます。）について、住民投票を実施するよう、市長に求めることができます。

- 2 市長は、住民投票の求めがあったときは、重要課題かどうかを十分に検討したうえで住民投票を実施するかどうかを判断します。
- 3 市長は、住民投票の結果を最大限尊重します。
- 4 市長は、住民投票を実施するにあたっての方法、手続その他必要な事項については、別に定める条例で整備します。

第5章 信頼されるまちづくり

(総合計画)

第15条 市は、総合的に、計画的にまちづくりを進めていくための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

- 2 総合計画は、市の将来像を定める最上位の計画であり、まちづくりは、これに基づきます。
- 3 市は、総合計画を定めるにあたっては、市民の意見を適切に反映させるため、その計画に関係する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得ながら進めます。
- 4 市は、総合計画の内容と進行状況に関する情報を市民にわかりやすく提供します。

(評価)

第16条 市は、効率的で効果的なまちづくりを進めるため、評価を実施します。

- 2 市は、評価の実施にあたっては、市民の視点に立つて行うとともに、市民が参加できるように努めます。
- 3 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、この結果をまちづくりに反映するよう努めます。

(財政運営)

第17条 市は、総合計画と評価の結果に基づき、今後の財政を見通したうえで予算を編成するとともに、健全で持続可能な財政運営を行います。

- 2 市は、毎年度の予算と決算その他市の財政状況に関する情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより、市民にわかりやすく公表します。
- 3 市は、市が持っている財産を公表し、適正に管理するとともに効果的に活用します。

(行政手続)

第18条 市は、まちづくりの公正と透明性を守るため、芦別市行政手続条例（平成9年条例第3号）で定めるところにより、市が行う処分、行政指導と市に対する届出に関する手続を適正に行います。

(市の組織)

第19条 市の組織は、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟で迅速に対応できるものとします。

(災害などへの対処)

第20条 市は、災害、事故などから市民の身体、生命と財産を守り、市民が安全で安心して暮らせるよう緊急時における体制を整備します。

- 2 市は、市民と関係機関と協力し、連携を図り、災害、事故などに備えます。

(法令の遵守)

第21条 市は、まちづくりを適正に運営するため、誠実に法令を遵守します。

第6章 自主・自立

(自主・自立に向けた取組)

第22条 市は、市民と議会との協働のもと、自主的に行財政改革を取り組むことにより、自立したまちづくりを進めます。

(国、北海道、他の自治体などとの関係)

第23条 市は、国と北海道と対等の立場に立った関係で、お互いに協力しながら、まちづくりに取り組みます。

- 2 市は、他の自治体と関係機関との共通課題や広域的な課題に対しては、自主性を持ちつつ、お互いに連携し、協力しながら解決にあたります。

第7章 この条例の検討と見直し

(この条例の検討と見直し)

第24条 この条例は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が本市にふさわしく、社会経済情勢にあったものかどうかについて市民とともに検討を加え、その結果に基づいて見直します。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（平成20年規則67号により平成20年10月1日）

●芦別市総合計画審議会条例(昭和63年3月28日条例第6号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、総合計画に関する重要事項を調査審議するため、芦別市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員は、当該諮問に係る事項の調査及び審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 平成元年、平成6年、平成11年の改正附則については、省略。

附 則 (平成21年6月19日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

●芦別市総合計画策定に関する規程（平成20年3月31日訓令第6号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、芦別市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来のまちの目指す姿（以下「将来都市像」という。）の実現に向けて、市民、議会及び行政の協働のもと、共通の方向性・目標に向かってともに行動し、一体となってまちづくりを進めるために策定する市政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から成る10年間の計画とする。
- (2) 基本構想 将来都市像とその実現のための施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策ごとの目指す姿、施策の目標値及び役割分担について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、財政状況に即した具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいい、10年間の計画期間内において毎年度3年分の計画とする。

第2章 組織

（総合計画策定本部の設置）

第3条 総合計画策定事務の円滑な推進を図るため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

- 2 策定本部は、委員会、企画会議及び部会をもって組織する。

（本部長及び副本部長）

第4条 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長には市長、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 総務部長
 - (3) 市民福祉部長
 - (4) 経済建設部長
 - (5) 市立芦別病院事務部長
- 3 委員会は、本部長が主宰する。
- 4 委員会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 総合計画原案の調査、審議及び決定に関すること。
 - (2) 分野別計画の総合調整に関すること。
 - (3) その他総合計画の策定に関し、特に必要と認めること。
- 5 委員は、委員会に出席できないときは、その旨を本部長に報告し、代理のものを出席させなければならない。

（企画会議）

第6条 企画会議は、総務部長、総務課長、危機対策課長、企画政策課長、財政課長、行財政改革推進課長、福祉課長、商工観光課長、都市建設課長及び学務課長をもって組織する。

- 2 企画会議は、総務部長が主宰する。
- 3 企画会議は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 総合計画原案の作成に関すること。
 - (2) 分野別計画素案の調整に関すること。
 - (3) その他部会の連絡調整に関すること。

（部会）

第7条 部会は、基本計画のうち、おおむね分野別計画ごとに組織する。

- 2 部会の名称、所掌事務及び構成は、別表のとおりとする。
- 3 部会の部会長、副部会長及び策定主任は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 4 部会は、部会長が主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 策定主任は、所属する課（これに相当するものを含む。以下同じ。）の長の指揮監督を受け、当該課の別表に規定する所掌事務に関する総合計画について、資料の収集及び計画の企画立案等の事務を主任として処理するものとする。

第3章 運営

（委員会の運営）

第8条 本部長は、必要の都度委員会を招集する。

- 2 本部長は、議事のうち軽易なものについては、当該議事に関係ある委員をもって委員会を招集することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は滝川地区広域消防事務組合芦別消防署長の出席を求め、意見を聴くことができる。

（企画会議の運営）

第9条 総務部長は、必要の都度企画会議を招集する。

- 2 総務部長は、議事のうち軽易なものについては、当該議事に関係ある構成員をもって企画会議を招集することができる。

（部会の運営）

第10条 部会長は、必要に応じ、副部会長、策定主任又はこれらのものの一部をもって構成する部会を招集し、所管に属する計画について調査又は審議を行うものとする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属しない課の職員又は滝川地区広域消防事務組合芦別消防署の担当職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（結果報告）

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議を終了したときは、その結果を総務部長を経て本部長に報告しなければならない。

（総合計画の決定、諮問等）

第12条 総合計画は、委員が決定した原案に基づき、本部長が決定する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき決定した総合計画のうち、基本構想及び基本計画については、あらかじめ芦別市総合計画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本構想の決定については、市議会の意見を聴かなければならない。

（要旨の公表）

第13条 総合計画を決定したときは、市長は、その要旨を公表する。

（総合計画の修正）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合計画を修正するものとする。

- (1) 特に著しい社会的経済的情勢の変化が生じたとき。
 - (2) 国又は道の計画変更その他の事由により、著しい事業量の増減が生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 前2条の規定は、総合計画の修正について準用する。

（庶務）

第15条 策定本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。ただし、部会の庶務は、部会長の属する課において処理する。

第4章 雑則

（補則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。
※平成30年の改正附則については、省略。

附 則（令和元年9月27日訓令第3号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

部会の名称	所掌事務	構成	部会長	副部会長	策定主任
総務部会	(1)人口、所得、生産等のフレーム設定に関すること。 (2)土地利用計画に関すること。 (3)行財政改革に関すること。 (4)移住・定住に関すること。 (5)他の部会に属さない事項に関すること。	総務部 総務課 危機対策課 企画政策課 財政課 行財政改革推進課 税務課 市民福祉部 市民課 経済建設部 農林課 都市建設課 教育委員会 生涯学習課	総務課長	危機対策課長 企画政策課長 財政課長 行財政改革推進課長 税務課長 市民課長 農林課長 都市建設課長 生涯学習課長	構成に規定する課に属する係長の職にあるもの
都市環境部会	(1)公園緑地計画に関すること。 (2)上水道計画に関すること。 (3)下水道計画に関すること。 (4)環境衛生計画に関すること。 (5)都市清掃計画に関すること。 (6)道路河川計画に関すること。 (7)住宅計画に関すること。 (8)公害防止計画に関すること。 (9)防災計画に関すること。 (10)都市計画に関すること。 (11)都市開発計画に関すること。 (12)交通体系計画に関すること。 (13)運輸通信計画に関すること。 (14)地球温暖化防止計画に関すること。	総務部 総務課 企画政策課 市民福祉部 市民課 経済建設部 都市建設課 上下水道課	都市建設課長	総務課長 企画政策課長 市民課長 上下水道課長	

部会の名称	所掌事務	構成	部会長	副部会長	策定主任
市民福祉部会	(1)社会福祉計画に関する こと。 (2)介護保険計画に関する こと。 (3)保健衛生計画に関する こと。 (4)医療計画に関する こと。 (5)食育推進計画に関する こと。 (6)交通安全計画に関する こと。 (7)消費者行政計画に関する こと。 (8)コミュニティ計画に関する こと。	市民福祉部 市民課 健康推進課 介護高齢課 福祉課 児童課 市立芦別病院 事務課	福祉課長	市民課長 健康推進課長 介護高齢課長 児童課長 市立芦別病院事務部事務課長	構成に規定 する課に属 する係長の 職にあるも の
産業振興部会	(1)工鉱業計画に関する こと。 (2)商業計画に関する こと。 (3)農業計画に関する こと。 (4)林業計画に関する こと。 (5)観光開発計画に関する こと。 (6)労働計画に関する こと。	経済建設部 商工観光課 農林課 農業委員会事務局	商工観光課長	農林課長 農業委員会事務局長	
教育文化振興部会	(1)教育計画に関する こと。 (2)文化振興計画に関する こと。 (3)生涯学習計画に関する こと。 (4)体育振興計画に関する こと。 (5)余暇利用計画に関する こと。	教育委員会 学務課 生涯学習課 星の降る里 百年記念館 体育振興課 図書館 学校給食センター	学務課長	生涯学習課長 星の降る里百年記念館 館長 体育振興課長 図書館長 学校給食センター所長	